

## 歴史公文書等の所在把握を目的とした調査研究に係る中期的な計画

平成 27 年 7 月 16 日  
館 長 決 定

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づき「歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究」を行っている。平成 27 年度事業計画に基づき、歴史公文書等の所在把握に係る具体的な調査研究に関する計画を以下のとおり定める。

### 1. 調査目的

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体その他民間に所在する歴史資料として重要な公文書等について、どこに、どのような資料が所在しているかを幅広く把握し、その成果を公表することにより、行政担当者や学術研究者等、館の特定歴史公文書等と他機関に所在する歴史公文書等を合わせて利用する者の視点を踏まえ、全国の資料保存利用機関等との一体的な検索を含め、効果的な資料探索支援方法を検討することを目的とする。

### 2. 調査期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。（詳細については別紙参照）

### 3. 調査内容

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体その他民間の法人等について、歴史公文書等の所在を把握する。①まず、所蔵機関を把握し、②次に①で把握した所蔵資料を把握する。

調査対象資料の選定にあたり、行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）別表第 2 の「基本的考え方」及び「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」（平成 23 年 4 月 1 日館長決定）第 2 条の基準等を踏まえる。

#### （1）対象機関等

- ・国立公文書館等、歴史資料等保有施設等
- ・地方公共団体
- ・民間の法人等（かつて国の機関であった企業等）
- ・その他（国務大臣経験者等）

#### （2）調査項目

- ・所蔵機関に関する項目：「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」をもとに項目を設定する。
- ・所蔵資料群に関する項目：「国際標準：記録史料記述の一般原則」をもとに項目を設定する。

#### （3）成果の活用等

- ・毎年度、調査研究成果を館 HP 等において公表し、適宜業務内容に反映する。

### 4. その他

本調査研究に係る計画は、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

対象機関等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
国立公文書館等	調査	新設の機関は随時実施				
地方公文書館等	調査	新設の機関は随時実施				
歴史資料等保有施設等		調査	新設の機関は随時実施			
公文書館等未設置自治体 都道府県図書館等			調査	調査	調査(予備)	文書主管課等
民間の法人等			調査	把握次第、随時実施		かつて国の機関だった企業等
その他個人等				所在の把握		国務大臣経験者等